

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 7月 5日	
(宛先) 松山市長	
提出者	
住 所 愛媛県松山市真砂町7-4	
氏 名 愛媛土建 株式会社	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 089-946-2300	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛媛土建 株式会社
事業場の所在地	愛媛県松山市真砂町
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 690,000,000円
③ 従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	こんがら 再生処理業者に委託して再生砕石 廃プラスチック 再生処理業者に委託してRPF燃料として再資源化 木くず 再生処理業者に委託して木材チップとして再資源化 がれき類・ガラスくず・陶磁器くず 最終処理業者に委託して埋立処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・綿密な工程管理や工期短縮により産業廃棄物の発生量を抑制させる。 ・無駄な資源を使わないよう工程管理及ぶ現場管理を行い、後戻りがないようにする。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別解体及び処理を行うことにより発生量を抑制させる。 ・養生資材などメーカーと打合せを行い現場内に極力持ち込ませないようにする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場ごとに分別しておけるよう各種産廃ボックスを分ける。 ・協力業者末端まで産業廃棄物の分別処理について周知徹底する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新規入場時に産業廃棄物の種類、分別方法を指導する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・資源がリサイクルできるよう再生資源ごとに分別し、再生処理業者への処理委託を実施する。		

(第5面)

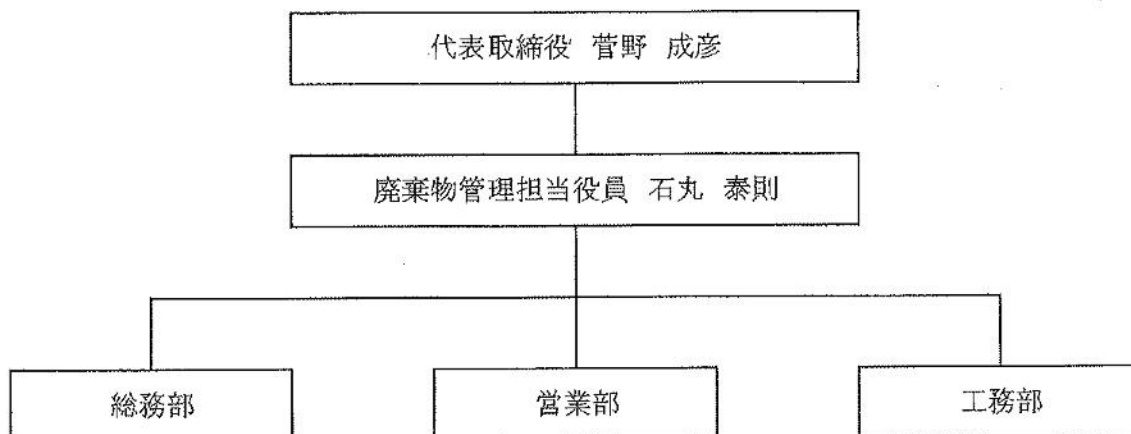
② 計画	【目標】 別紙2のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量	t	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・現場分別品目を増やし、再生利用SDGS12番に向けて実行を現場単位で行う。			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別 紙)

管 理 体 制 図



部 署	役 割
総務部	・行政に対する報告書 ・処理業者委託の委託契約業務 ・委託処理業者の適性を審査し、各部門に通達
営業部	・部内で発生する産業廃棄物の抑制 ・社内における産業廃棄物の減量に関する社内啓発 ・各部間の調整及び指示
工務部	・産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量のチェック及び集計 ・産業廃棄物の発生から処分までを統括的に把握管理 ・産業廃棄物処理計画書の策定及びその実施報告 ・中間処理施設・最終処分場の稼動状況の把握 ・マニフェストの管理及び現場単位での集計 ・リサイクル法に基づく積極的な中間処理の実施

(单位:t)

[illegible]

(单位:t)

産業廃棄物の種類	項目									
	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	産業廃棄物の排出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋め立て処分又は海洋投入を行った産業廃棄物の量	全処理委託量				
							優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
汚泥	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0
廃プラスチック類	35	0	0	0	0	35	0	35	0	0
紙くず	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
木くず	90	0	0	0	0	90	0	90	0	0
繊維くず	0.5	0	0	0	0	0.5	0	0.5	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	300	0	0	0	0	300	0	300	0	0
がれき類	30	0	0	0	0	30	0	30	0	0
混合廃棄物	50	0	0	0	0	50	0	0	0	0
	765.5	0	0	0	0	765.5	0	455.5	0	0
合　計										765.5